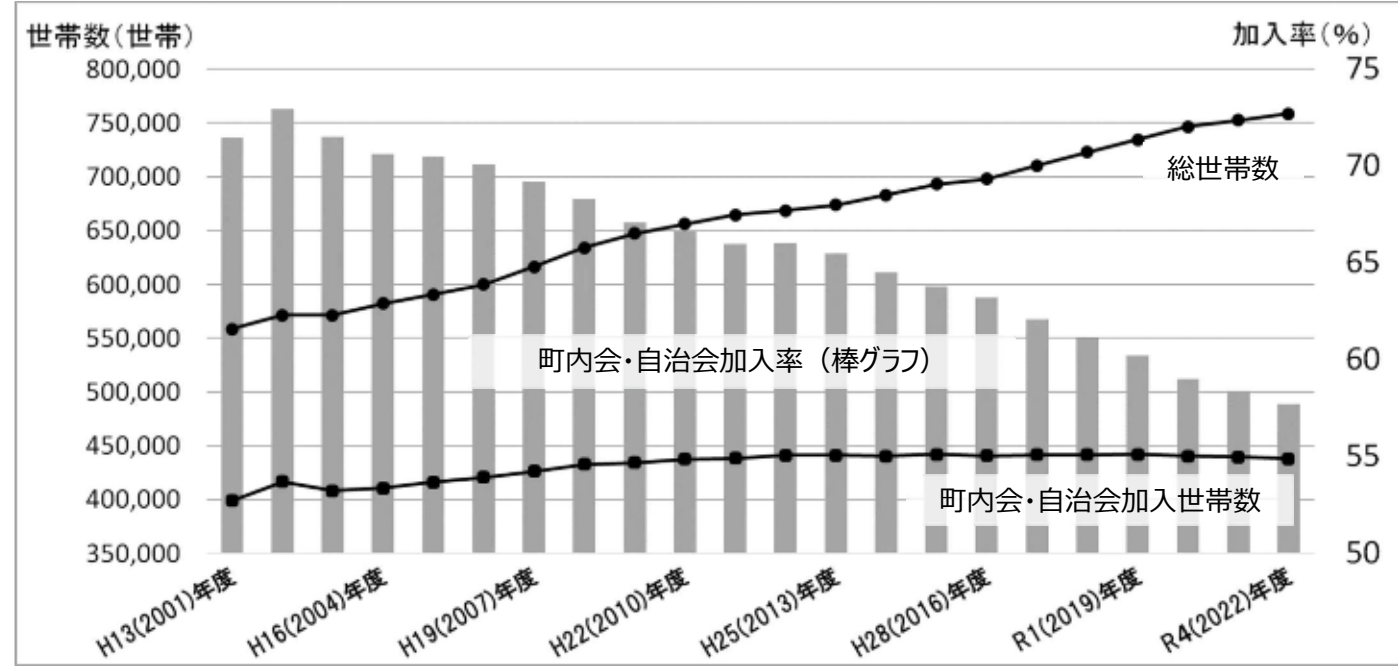


町内会・自治会支援の取組について（有識者会議用資料） 1 / 2

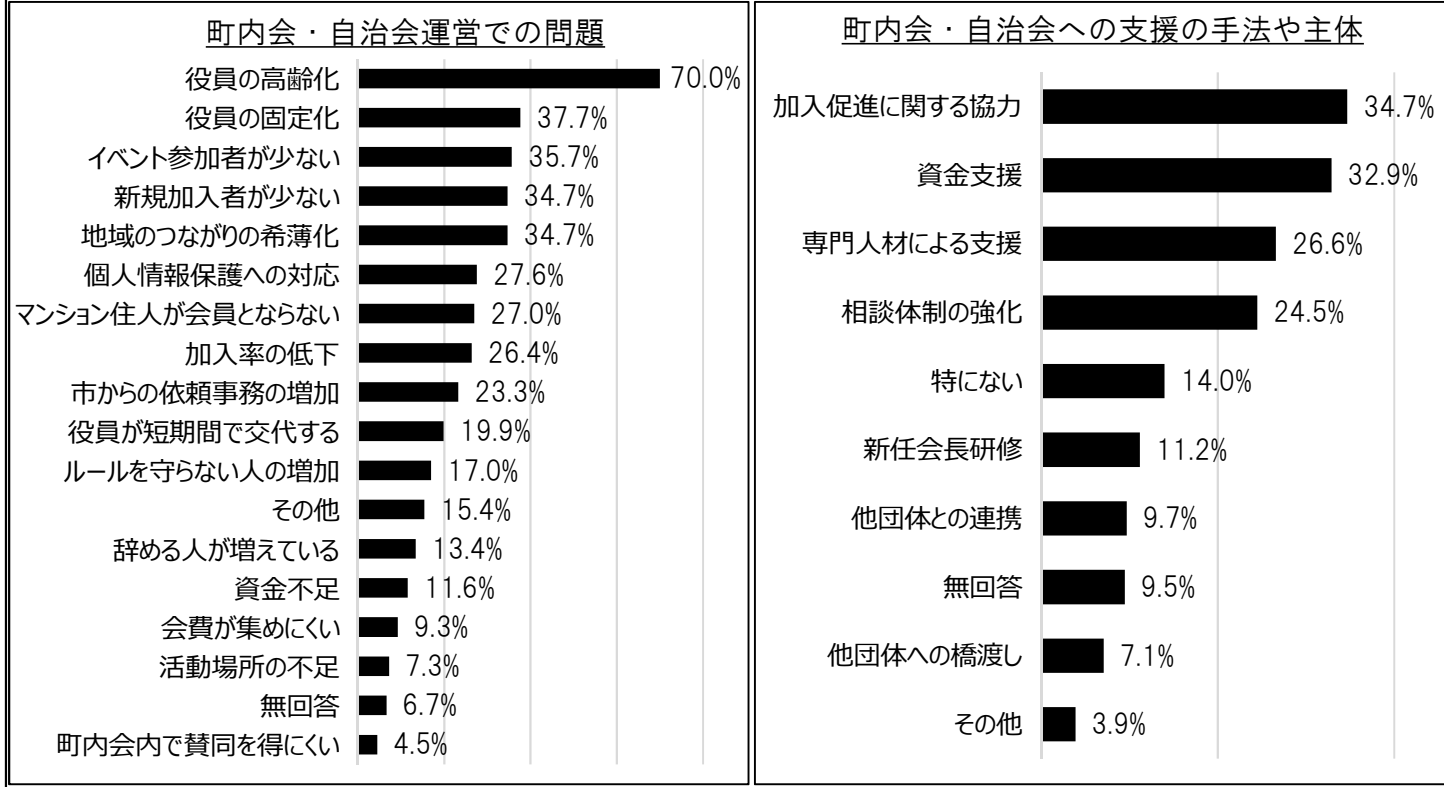
1 町内会・自治会の加入率の現状

- 令和4年度（令和4年4月1日現在）の加入率は 57.7%、加入世帯数は 438,010 人
- 平成13年度～令和4年度にかけて、総世帯数が 35.8%の増（558,529 世帯→758,750 世帯）であることに對し、加入世帯数は 9.7%の増（399,251 世帯→438,010 世帯）に留まっており、ライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加や核家族化の影響による世帯規模の減少等が、総世帯数の増と加入率の漸減に影響していると考えられる。



2 町内会・自治会が感じている問題点と支援のニーズ(H29 町内会・自治会アンケートの結果より)

- 運営上感じている問題点は、「役員の高齢化」が圧倒的に多く、次いで「役員の固定化」、「イベント参加者が少ない」、「新規加入者が少ない」、「地域のつながりの希薄化」など、担い手不足を懸念する意見が多い。
- 支援のニーズは、「加入促進」、「資金支援」、「専門人材による支援」、「相談体制の強化」が上位を占めている。



3 町内会・自治会活動応援補助金(令和3年7月創設)

- (1) 補助の目的
町内会・自治会が、地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、町内会・自治会に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動に取り組むにあたり、それに要する費用の一部について予算の範囲内で補助金を町内会・自治会に交付することで、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与することを目的としている。
- (2) 補助対象団体
①本市が住民組織調査で把握する町内会・自治会 ②新たに住民組織調査票を受理した町内会・自治会
- (3) 交付基準
補助率・・・補助対象経費の2分の1
(100円未満端数切り捨て)
補助上限額・・・700円×加入世帯数
いずれか低い方の金額
- (4) 補助対象経費
町内会・自治会が4月1日から翌年3月31日までの間に実施する公益的な事業活動に要した経費を対象とする。
町内会・自治会の全体経費
団体の運営費
【内部的経費、他団体会費、会館維持管理費等】
公益的な事業活動経費 ⇒ 対象経費
【防災・防犯・環境美化・交流促進活動等】

- <補助対象経費の種別>
 - 地域の防災活動
防災活動用の消耗品類、書籍類、備蓄品類、防災資器材の定期メンテナンス費など
 - 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動
①防犯パトロールや通学路の見守り活動費、②防犯カメラの維持管理費など
 - 地域の環境美化活動
①区域内における、道路・公園・街路樹・河川の除草や清掃、花植え等の緑化活動費、②廃棄物の減量、リサイクル、分別排出に関する活動費など
 - 地域住民の参加と交流を促進する活動
①町内会・自治会の一部として活動する部会等の活動費（老人クラブ、婦人会、こども会等の活動費）、②様々な住民の交流促進を目的とした催しの開催経費（運動会や盆踊り等の開催経費、ラジオ体操等に係る経費）③居場所づくりや他団体（子ども食堂や学習支援に取り組む団体等）との連携による地域課題の解決に向けた取組の経費、④新規会員確保のための加入促進活動（加入案内の作成等）に係る経費など
 - 社会福祉活動
①敬老祝賀会開催経費、②一人暮らしの高齢者、子育て世代の父母、障害のある方などを、地域のつながりの中で見守り支えていくための活動や、交流の場づくりに関する経費など
 - 情報を共有するための活動
①町内会・自治会会報誌の発行に係る経費、②回覧、掲示物の仕分け等に必要な消耗品の調達費用等、③掲示板の新設、更新、修繕費用、④ホームページの新設、更新、維持管理費、⑤町内会・自治会館等への Wi-Fi 設置経費、⑥電子化ツール（スマホ等）の普及に向けた講習会の開催経費、⑦役員等を対象とした研修会の開催経費
- <補助対象外経費の例>
 - 国・地方公共団体等や本市の他制度にて資金支援を得られる経費
 - 町内会・自治会活動ではなく、区分所有法に基づく管理組合の活動である場合
 - 神社祭礼や祭事などの特定の宗教行事に関連する経費
 - 飲食費（賀詞交換会費を含む）、行事での来賓接待費
 - 慰安旅行等の経費、寄付金・募金・協賛金・他団体会費・交際費・祝金、積立金等

町内会・自治会支援の取組について（有識者会議用資料）2／2

1 町内会・自治会への具体的な支援の考え方（「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」から抜粋）

町内会・自治会への理解の促進	■ 市民自治財団や全町内会連合会等と連携し、効果的な手法を検討します。 ■ 町内会・自治会未加入者に向けた町内会・自治会の担っている役割や活動内容の周知について、様々な主体と連携した更なる取組を推進します。
個別支援の強化	■ 個々の町内会・自治会と一層の信頼関係を深め、町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、個々に必要とする支援のあり方について検討します。 ■ 個々の町内会・自治会の相談等について、適切につなぐための取組を推進します。 ■ 個々の町内会・自治会だけでは課題の解決が困難な場合は、近隣の町内会・自治会同士の連携や、市民活動団体や企業等と結びつけることで、活動を支援するしくみについて検討します。
負担軽減	■ 住民自治活動の更なる活性化に寄与することを基本として考え方を整理し、各所属が主体的に負担軽減に取り組むことができるように、依頼を行う場合の判断基準等の明確化に取り組みます。 ■ さらに、負担軽減を進めていくためには、その有効性や必要性を含めた個々の行政からの依頼事務における性質や体制等の分析、検証を行った上で、取組手法等について検討します。
市民創発に向けた取組の推進	■ 町内会・自治会の主体性を尊重し、それぞれの実情や意向を踏まえ、様々な主体との相互理解のもと、互いに尊重し合う関係の構築を促進します。 ■ さらに、様々な主体が連携した取組を促進するためには、区における「ソーシャルデザインセンター」等とも連携して、各主体のニーズを把握し、適切にマッチングすることが必要であり、これをきっかけとした幅広い関係を構築していくことで、市民創発につながる取組を支援します。

2 主な取組状況

（1）町内会・自治会への理解の促進

①啓発絵本「こども町会長」による若年世代の未加入者へのアプローチ

地域活動の意義をわかりやすく伝えるため、公募市民との編集会議にて素案を作成し、全町内会連合会と本市にて発行。小学校での学習教材としての活用、集団接種会場への配架、コミュニティチャンネルでの読み聞かせ動画の配信等を実施

②地域情報紙（タウンニュース）を活用し町内会・自治会の活動事例を継続的に広報

身近な団体として認知されるよう活動事例を紹介するとともに、加入案内を掲載（各区版3回／年、こども版1回／年）

（2）個別支援の強化

①町内会・自治会活動応援補助金の創設（令和3年7月）

町内会・自治会活動の維持・拡大の支援のため、公益的な事業活動を対象とした補助制度を創設。区職員が申請相談から補助金交付に至るまでの一連の手続を処理している（令和3年度申請率：約54％）。

②電子化媒体活用促進業務（LINEグループ立上げ・スマホの使い方講座など）の実施

コロナ禍で対面の活動が制限される中、デジタルツールの活用を支援（令和2年度6団体、令和3年度21団体）

（3）負担軽減

町内会・自治会への依頼ガイドラインの策定（平成31年3月）と回覧・掲示物一括配送業務の導入

「回覧・掲示依頼」、「審議会等への委員就任依頼」等の各依頼について見直しの方向性や依頼基準等を明確化するとともに、これらの依頼を事前エントリー制とし庁内で集約してから依頼する仕組みを構築した。また、回覧・掲示物（チラシ類）の送付は庁内で毎月一回集約し、業務委託にて一括配送する仕組みを導入する（令和4年8月から実施予定）。

（4）市民創発に向けた取組の推進

町内会・自治会活動応援補助金における他団体と連携した取組の推進

「他団体との連携による地域課題の解決に向けた取組に係る経費」を補助対象経費に規定し、子ども食堂や居場所づくりに取り組む団体と町内会・自治会が連携した事例など、様々な主体が連携した取組を促進した。

3 成果と課題

町内会・自治会への理解の促進	■ 各区が着実に展開する独自の広報活動に加え、全市的な取組として地域情報紙（タウンニュース）を活用した広報を開始し、町内会・自治会の活動を定期的に発信する機会を充実させることができた。 ■ 市民の意見や全町内会連合会の監修を得るなど、様々な主体と効果的な手法を検討しながら取組を推進し、絵本という新たな切り口の啓発冊子を発行することができた。 【課題】 絵本というツールの強みを生かした啓発及び効果的な活用方法を今後も検討する必要がある。
個別支援の強化	■ 町内会・自治会活動応援補助金の創設を機に、他団体と連携した好事例を含む様々な活動事例の蓄積が可能となり、個別支援の取組の基礎を充実させることができた。 ■ デジタルツールの活用を希望する団体に対し、個々の団体の実情に合わせた支援を実施するとともに、様々なマニュアルを成果物として残すことができた。 【課題】 ■ 申請率の向上と制度の定着化、多様な主体と連携した取組の推進を図るため、補助制度を活用した様々な活動事例や多様な主体と連携した好事例を広く紹介するなどの工夫が必要である。 ■ デジタルツールの活用支援を始め、町内会・自治会の状況に応じた課題解決の後押しを図るため、それぞれの取組による成果を局区が共有して個別支援の取組に活用していく必要がある。
負担軽減	■ 依頼ガイドラインに基づき、全町内会連合会を経由する審議会等への委員就任依頼を事前エントリー制としたことで、庁内における負担軽減に対する理解の深まりと、一定程度の負担軽減が図られた。 【課題】 ■ 局区の連絡調整により、一括配送業務の実施において確認された問題点を検証・解消し、当該業務を円滑に軌道に乗せる必要がある。
市民創発に向けた取組の推進	■ 町内会・自治会活動応援補助金の創設により、制度を活用して他団体（子ども食堂や居場所づくりに取り組む団体等）と連携した取組を一定程度促進することができた。 ■ 区独自の取組として、町内会・自治会へのヒアリングと、区関係課（地域ケア推進課等）との情報交換により、町内会・自治会と市民活動団体のマッチングにつながった事例が生まれている。 【課題】 ■ 町内会・自治会側のニーズやマッチングの可能性がまだ埋もれていると考えられることから、ソーシャルデザインセンター及び区関係課間の情報共有のあり方を検討する必要がある。

4 今後の方向性（案）

（1）町内会・自治会への理解の促進

様々な機会を捉えて啓発絵本「こども町会長」を配布し、更なる活用を図るとともに、引き続き、各区独自の広報活動と地域情報紙（タウンニュース）を活用した継続的広報等の多面的な取組によって町内会・自治会への理解の促進を図る。

（2）個別支援の強化

「補助制度の活用事例集」を作成・周知することで、多様な主体と連携した事例等も含め、好事例の横展開の促進を図る。
デジタルツールの活用支援は見直ししながら継続し、その成果を局区で共有・活用することで個別支援の強化を図る。

（3）負担軽減

回覧・掲示物一括配送業務の実施（令和4年8月～）と、依頼ガイドラインに基づく取組の継続により負担軽減を図る。

（4）市民創発に向けた取組の推進

ソーシャルデザインセンター及び区関係課間の情報共有や連携を高める手法について関係課と検討を行うとともに、様々な主体が連携した取組を推進する観点から、町内会・自治会活動応援補助金がより使いやすくなるよう見直しを検討する。